

妊婦健康診査に関する質問・問合せ

Q.母子健康手帳交付前に妊婦健診を受けました。払い戻しの対象となりますか？

A.対象となります。(ただし、母子手帳交付前に行った妊娠判定の診察や胎児の心拍確認のための診察、分娩可能施設への転院に係る紹介状等など、妊婦健診以外の費用については助成対象外となります。)

Q.払い戻しの対象となる領収書はないが、手元に補助券が余った場合はどうすればいいですか？

A.換金や他人への譲渡はできませんので各自で破棄してください。

Q.補助券は14枚すべて使いましたが、まだ妊婦健診を受ける予定がある場合はどうすればいいですか？

A.1回の妊娠で14回分の補助券をお渡ししています。妊婦健診が14回を超える場合は自己負担をお願いします。

Q.補助券は順番どりに使わなければいけませんか？

A.使用順に決まりはありません。妊娠の経過により主治医と相談の上使ってください。

Q.協力実施機関で補助券を利用しましたが、自己負担分が発生しました。自己負担分も払い戻しの対象になりますか？

A.協力実施機関で補助券を利用した時に発生した自己負担分は、払い戻しの対象外となります。

Q.補助券を利用していない領収書が複数あり、未使用の補助券もあるが、どの領収書が払い戻しの対象になるかわからない場合はどうすればよいですか？

A.すべての領収書と未使用の補助券がある母子健康手帳別冊を送っていただければこちらで判断します。

Q.未使用の補助券に病院の印が押されています。払い戻しの申請で使用できますか？

A.使用できます。

Q.入院中に妊婦健診を行った場合も払い戻しの対象になりますか？

A.入院中の治療費や治療に伴う診察は、健康保険が適用となるため、助成の対象になりません。ただし、明確に妊婦健診を行ったことが診療明細書で確認できる場合は、払い戻しの対象となります。診療明細書がない場合、金額の内訳等が確認できないため不承認となります。

Q.払い戻しの申請をしました。確定申告(医療費控除)の申請をするため、すぐに領収書を返却してもらうことはできますか？

A.申請書類が届いたものから順次確認作業を行っており、決定通知書及び領収書の返却には、3か月程度お時間をいただいております。そのため、すぐに領収書を返却することはできませんのであらかじめ御了承ください。確定申告に間に合わなかった場合は、還付申告という制度がありますので、詳しくは税務署にお問合せください。

Q.領収書の原本は確定申告で提出するので、送付するのはコピーでも大丈夫ですか？

A.コピーでの申請はできません。

Q.払い戻しの申請書類を送付した後に他にも領収書が見つかった場合、改めて申請書類一式を送らなければならないですか？

A.上記の際は、こども保健福祉課に御連絡ください。

Q.払い戻しの申請書類が届いているか心配なので電話で問合せできますか？

A.電話での照会に対応いたしますが、多くの郵便物が届くため確認に時間を要する場合があります。また、届いたものから順次中身の確認を行っていますので、必ず封筒に住所と氏名を記載して送付してください。